

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

市町村管土地改良事業の施行の協議を適当とする旨の決定（山本総合農林事務所）
 土地改良区の役員の変更の届出（雄勝総合農林事務所）
 特定調達契約に係る一般競争入札の実施（管財課）
 教育委員会告示
 教育委員会会議の開催（一〇）

告 示

秋田県告示第五百三十四号
 林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規程により、次の生産事業者の登録は効力を失ったので、同法第十六条第一項の規程に基づき、公告する。
 平成十四年八月六日

秋田県知事 寺田典城

告示
 生産事業者の登録の失効（五三四・仙北総合農林事務所）
 公告

目 次

登録番号 第二二七号	氏名又は名称 佐 東 忠 治	住 所 南外村字小出二四九番地	生産事業者 の 内 容	名 称 佐東苗畑事業所	所 在 地 南外村字小出
	生産事業の内容 幼苗の育成及び幼苗以外の苗木育成				

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、山本町からなされた土地改良事業の施行に係る協議を適当と決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年八月六日

秋田県知事 寺田典城

- （一） 縦覧に供すべき書類の名称 町営土地改良事業（下岩川地区中山間地域総合整備事業（赤川地区農業用排水路））計画書及び条例の写し
- （二） 縦覧期間 平成十四年八月五日から同年八月三十日まで

- （一）（三） 縦覧場所 山本町役場
縦覧に供すべき書類の名称 町営土地改良事業（下岩川地区中山間地域総合整備事業（不動田地区農業用排水路））計画書及び条例の写し
- （二） 縦覧期間 平成十四年八月五日から同年八月三十日まで
- （三）（二） 縦覧場所 山本町役場

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、湯沢市中央土地改良区から次のとおり役員の変更の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十四年八月六日

秋田県知事 寺田典城

退任理事の住所及び氏名

湯沢市倉内字根開三十六番地

須 田 三代治

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定により、公告する。
平成十四年八月六日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
 - (一) 購入物品名及び数量
 - ネットワーク・アナライザ・システム 一式
 - (二) 購入物品の仕様等
 - 入札説明書及び仕様書による。
 - (三) 納入期限
 - 平成十五年一月三十一日(金)
 - (四) 納入場所
 - 秋田県工業技術センター
- 二 入札に参加する者に必要な資格
 - (一) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。
 - (二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
 - (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
 - (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
 - 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
 - (二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
 - 入札説明書及び仕様書の交付方法
 - 秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年八月六日(火)から同月十九日(月)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
 - 平成十四年八月二十三日(金)午後一時四十分
 - 秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金
 - 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)(第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。)
- 六 その他
 - (一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

- (二) 入札の無効
 - 規則第百六十六条に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法
 - 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (四) 提出書類等
 - 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他
 - 詳細は、入札説明書による。

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定により、公告する。
平成十四年八月六日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
 - (一) 購入物品名及び数量
 - 真空チャンパー 一式
 - (二) 購入物品の仕様等
 - 入札説明書及び仕様書による。
 - (三) 納入期限
 - 平成十四年十一月三十日(土)
 - (四) 納入場所
 - 秋田県工業技術センター
- 二 入札に参加する者に必要な資格
 - (一) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。
 - (二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
 - (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等

教育委員会告示

- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- (二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を含め、平成十四年秋田県条例第二十九号(第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年八月六日(火)から同月十九日(月)までの期間、随時交付する。
入札執行の日時及び場所
平成十四年八月二十三日(金)午後一時五十分
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他
 - (一) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (二) 入札の無効
規則第六十六條に規定するところによる。
 - (三) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
 - (四) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
 - (五) その他
詳細は、入札説明書による。

秋田県教育委員会告示第十号

次のおり教育委員会会議を開催する。

平成十四年八月六日

秋田県教育委員会委員長 米田愛治

一 日時 平成十四年八月七日 午前十時四十分

二 場所 教育委員会

三 案件

(二)(一) 平成十五年度秋田県立特殊教育学校教科用図書採択について 他二件

その他

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)8766 F A X(0863)0005
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄